

富士見市建築物耐震改修促進計画<<概要版>>

令和3年3月改定

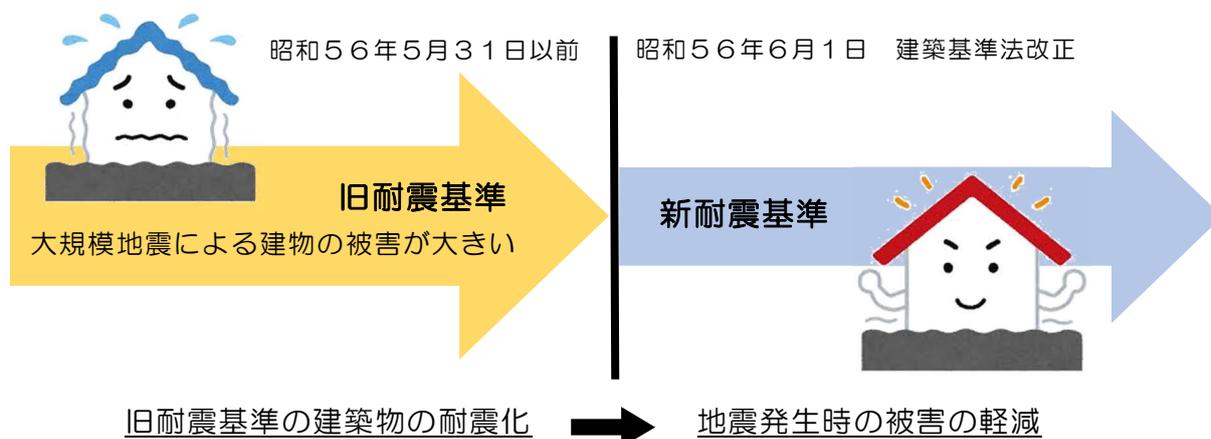
1 計画の目的等

計画策定の背景や目的

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の後、大規模地震に伴う建物被害、人的被害の軽減を目的として、平成7年10月に耐震改修促進法が制定されました。

また、不特定多数の者が利用する建築物や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い、報告を義務付ける等の主旨にて、耐震改修促進法が平成25年1月に改正され、相談体制の整備や所有者等の費用負担の軽減につながる事業推進等、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになりました。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的としています。



計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものです。

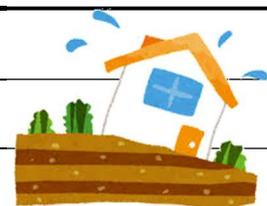
旧耐震基準で 建築された	住宅 (3階以上かつ1,000㎡以上の 賃貸共同住宅等を除く)
	多数の者が利用する建築物 (一定規模以上の学校や病院、店舗等)

2 建築物の耐震化の現状と今後の目標

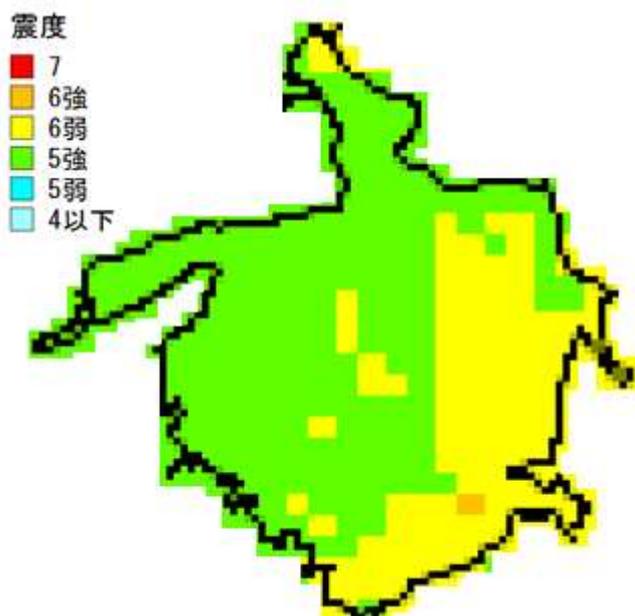
想定される地震の規模及び被害の状況

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査に示す関東平野北西縁断層（破壊開始点中央）地震による被害が一番大きいと考えられますが、本計画では、平成26年3月時点から30年以内に発生する確率が70%と最も高い、東京湾北部地震を想定しています。

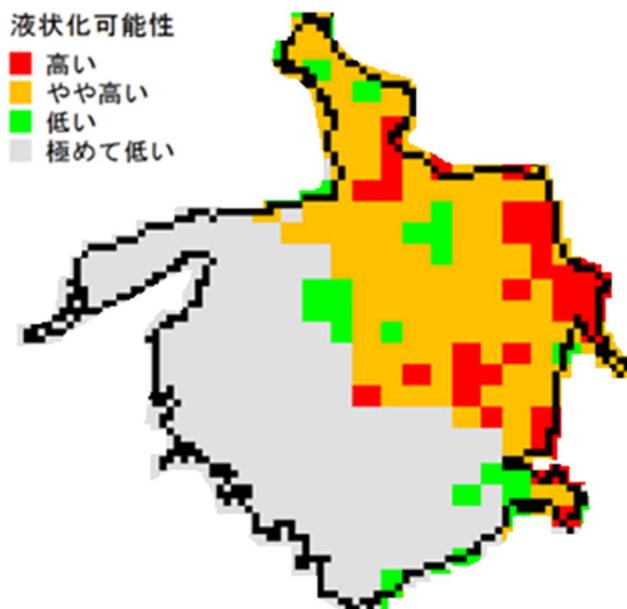
揺れや液状化による被害	全壊数（棟）		半壊数（棟）		死者数（人） ※冬夕方・8m/s		1週間後避難者数（人）	
	87		580		2		957	
震度分布	震度	震度階	割合	主な地域				
	震度6強	6.0~6.4	0.3%	水谷地域の一部				
	震度6弱	5.5~5.9	35.5%	針ヶ谷1丁目・2丁目、水谷地域の一部、水谷東1丁目~3丁目、南畑地域の一部、市役所周辺				
	震度5強	5.0~5.4	64.2%	ほぼ全域				
液状化危険度	危険度	割合	主な地域					
	高い	9.9%	南畑地域、水谷地域の各一部					
	やや高い	32.7%	南畑全域、みどり野全域に分布					
	低い	6.9%	山室地域、南畑地域、水谷地域の各一部、水谷東2丁目					
	極めて低い	50.5%	南西部の台地部					
被害棟数が多いと予測される地域	5棟以上 10棟未満				水谷東2丁目・3丁目			
	2棟以上 5棟未満				水谷東1丁目			



震度分布図



液状化可能性分布図



(出典)埼玉県地震被害想定調査より抜粋

建築物の耐震化の現状及び目標設定

住宅の耐震化の現状及び目標設定

住宅・土地統計調査等を基に推計した住宅の耐震化率（平成30年度）は以下のとおりです。この計画において令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%と設定しています。

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
	a	耐震性なし B	耐震性あり c			
平成30年 10月1日現在	5,680	4,310	1,370	42,520	e (=a+d) 48,200	f(=(c+d)/e) 91.0%
令和3年 3月31日予測	5,185	3,810	1,375	43,670	48,855	92.2%
令和8年 3月31日目標	3,885	2,475	1,410	45,625	49,510	95.0%

令和7年度の目標耐震化率を達成するには、令和3年3月時点より約1,335戸の住宅の耐震化を図ることが必要です。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標設定

市有建築物

市有建築物の学校や公民館、庁舎等の耐震化率は100%であり、耐震化が完了しています。（災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震性を確保しています。）

民間建築物

民間建築物の耐震化率の現状は93%であり、令和7年度における目標耐震化率はおおむね解消とします。（幼稚園や病院・診療所は耐震化が完了しています。）

住宅の簡易耐震診断

富士見市では、平成17年度から市内の木造住宅を対象に簡易耐震診断を開始しました。平成18年度からは各町会に働きかけることや、（社）埼玉建築士会の協力を得て相談会を実施し、令和元年度までの15年間で計374戸の診断を行いました。

建築年順集計表（単位：戸）

建築年	A:1.5以上 安全	B:1.0~1.5 概ね安全	C:0.7~1.0 やや危険	D:0.7未満 危険	計
昭和27年~昭和45年	0	4	37	38	79
昭和46年~昭和56年	0	13	63	69	145
昭和57年~平成12年	17	65	39	18	139
平成13年以降	5	6	0	0	11
計	22	88	139	125	374

※（財）日本建築防災協会の耐震チェックプログラム又は一般診断法による診断プログラムによって算出



市民の意識



住宅の耐震に関する市民の意識や関心などを確認するため、平成20年度から簡易耐震診断を受けた方を対象にアンケート調査を行っています。その結果から、更なる補助制度の検討が必要なことや今まで以上の啓発活動、相談窓口の活用について、積極的に情報発信していくことが必要と考えています。

3 建築物の耐震化に向けた取組方針と施策

建築物の耐震化に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。
 そこで、富士見市は埼玉県と連携しながら、所有者の耐震化に対する意識啓発と耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減の施策に取り組めます。

建築物の耐震化を促進するための施策

住宅の耐震化の促進に関する施策

- 耐震診断及び耐震改修に対する補助
- 無料簡易耐震診断
- 相談窓口の設置及び情報提供
- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- リーフレットの配布等による啓発



緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する施策

- 埼玉県の補助制度の周知
- 耐震診断を義務付ける路線
- 富士見市復旧優先道路に係る建築物の耐震化促進

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する施策

- 埼玉県の補助制度の周知
- 埼玉県の耐震サポーター登録制度の周知
- 金融機関による融資
- 埼玉県の相談窓口の周知及び情報提供
- 計画認定制度の案内
- 耐震認定マーク表示制度の案内

その他の安全対策

- ブロック塀等の倒壊対策に係る補助
- 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策の普及啓発
- 新耐震基準の木造住宅への対応の検討
- 地震ハザードマップの活用
- 設備機器・家具等の固定・転倒防止策の推進
- 地震保険の情報提供
- 旧耐震基準空家の除却促進

4 計画を推進するための体制

計画を推進するための役割分担

対象建築物	取組主体
住宅（3階以上かつ1,000㎡以上の賃貸共同住宅等を除く）	富士見市
多数の者が利用する建築物	埼玉県



関係団体等による協議会の活用

富士見市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体（11団体）で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」（75会員）を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

お問い合わせ

富士見市 建設部 建築指導課
 ☎ 354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1
 ☎ 049-252-7127（直通）

